

こうはつ いやく ひん  
後発医薬品について

くすり

Q. どんなお薬なの？

こうはつ いやく ひん  
後発医薬品は、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、  
せんぱつ いやく ひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうふく くすり  
先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

き め あんぜんせい だいじょうぶ

Q. 効き目や安全性は大丈夫？

せんぱつ いやく ひん ひんしつ き め あんぜんせい どうとう  
先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等である  
けんせい しんさ あんしん つか  
ことを厳正に審査したものですので、安心して使うこと  
ができます。

つか

Q. みんな使っているの？

せんぱつ いやく ひん ていかかく いりょう しつ お  
先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を落とす  
ことなく、医療費の削減につながります。

おうべい はばひろ つか にほん ぎょうせい  
欧米では幅広く使われていて、日本でも、行政や  
いりょうほけん くにぜんたい ふきゅうそくしん とく  
医療保険など国全体で普及促進に取り組んでいます。

せいかつ ほご つか

Q. 生活保護では使われているの？

くにぜんたい こうはつ いやく ひん ふきゅうそくしん とく なか  
国全体で後発医薬品の普及促進に取り組む中で、  
せいかつ ほご ふきゅう おく  
生活保護での普及は遅れています。

いし せんもんてき はんだん もと こうはつ  
このため、医師が専門的な判断に基づいて、後発  
いやく ひん しょう みと ばあい げんそく こうはつ  
医薬品の使用を認めている場合は、原則として後発  
いやく ひん しょう  
医薬品を使用していただくことにより、生活保護での  
ふきゅう そくしん  
普及を促進していくことにしています。

こう はつ い やく ひん

後発医薬品について、  
わからないことや不安なことが  
あるときは、福祉事務所や  
医師または薬剤師に相談  
しましょう。

【福祉事務所の連絡先】

〒737-8501  
呉市中央4丁目1番6号  
呉市福祉事務所 生活支援課  
TEL (0823) 25-3143・3145・3146  
3141・3105


\* 次の団体でも後発医薬品に関する一般的なご質問  
にお答えします。

- ・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
fmda くすり相談 TEL 03-3506-9457
- ・公益社団法人 日本薬剤師会(火・金)  
消費者くすり相談窓口 TEL 03-3353-2251
- ・日本ジェネリック製薬協会  
TEL 03-3279-1890
- ・一般社団法人日本ジェネリック医薬品学会  
TEL 03-3438-1073

こうはつ いやく ひん  
後発医薬品の使用をお願いします

生活保護を受給している皆さまへ

広島県・呉市

 厚生労働省

# 生活保護を受給している皆さまに後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用して頂くことを お願いしています。

いし こうはつやくひん しょう みと  
医師が後発医薬品の使用を認めてい  
る場合は、原則として使用して  
いただくことにしています。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の  
品質や効き目、安全性は、これまでの  
お薬と同等です

国全体で後発医薬品の普及に取り組  
んでいます

このため、生活保護では、国全体で後  
発医薬品の普及に取り組む一環として、  
医師が後発医薬品への変更を不可とし  
ていない（一般名処方を含む）場合は、  
後発医薬品を原則として使用していただ  
くことにしています

ふくしむしょ など いらい  
福祉事務所等からの依頼により、  
やっきょく こうはつやくひん しょう どうい  
薬局は、後発医薬品の使用に同意して  
いただけない場合に、その理由等を  
ばあい りゆうなど  
お伺いし、後日、福祉事務所に連絡  
うかが ごじつ ふくしむしょ れんらく  
することがあります。

薬局で、後発医薬品の使用について説  
明を受けたときは、積極的に後発医薬品  
を使用してください

後発医薬品の使用に同意していただ  
けない場合は、後発医薬品以外の医薬品  
が調剤されますが、薬局はその理由等を  
確認し、後日、福祉事務所へ連絡する場  
合があります

後発医薬品を使用できない特別の理由  
等がある方は、福祉事務所や医師または  
薬剤師にご相談ください

ふくしむしょ こうはつやくひん しょう  
福祉事務所は、後発医薬品を使用  
していただくように、詳しくお話し  
くわ はな  
をさせていただきますことがあります。

福祉事務所は、後発医薬品を使用して  
いない方へ、個別に理解を求めて、その  
使用を促していく場合があります

後発医薬品は、品質や効き目、安全性  
はこれまでのお薬と同等ですので、医師  
が後発医薬品の使用を認めている場合  
は、積極的に使用してください

生活保護を受給している皆さまにおか  
れましても、後発医薬品の普及促進にご  
理解・ご協力をお願いします

※ 医師が後発医薬品への変更を認めていない場合は対象外です